

事 前 評 価 調 書

I 事業概要																																																					
事業名	治山事業（小規模治山事業（治山施設機能向上））																																																				
地区名	豊田市芳友町竹ノ下																																																				
事業箇所	豊田市芳友町竹ノ下地内																																																				
事業のあらまし	治山施設を整備することにより、荒廃山腹斜面を保全し、山地災害を防止する。																																																				
事業目標	【達成（主要）目標】 法枠工419.0m ² を設置し、荒廃山腹斜面の保全を図る。																																																				
事業費	事業費	内訳																																																			
	8百万円	■工事費 8百万円																																																			
事業期間	採択予定年度	平成29年度	着工予定年度	平成30年度	完成予定年度	平成30年度																																															
事業内容	法枠工419.0m ²																																																				
II 評価																																																					
①事業の必要性	1) 必要性	当該地域では、山腹の荒廃が進み、山地災害の発生の恐れが懸念されている。地元からの事業実施の要望も強いため、治山事業の実施が必要である。 また、費用対効果分析結果（B/C）は9.40となり、基準値である1.0を超えており、効果が期待できる。																																																			
	判定	A	A : 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B : 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																																		
②事業の実効性		【理由】	山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。																																																		
	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> <th>H35</th> <th>H36</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法枠工</td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業費（百万円）</td> <td colspan="2">8</td> <td colspan="6"></td> </tr> </tbody> </table>									H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	調査・設計	←	→							工事	←	→							法枠工	←	→							事業費（百万円）	8						
	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36																																													
調査・設計	←	→																																																			
工事	←	→																																																			
法枠工	←	→																																																			
事業費（百万円）	8																																																				
2) 地元の合意形成	地元説明会を経て合意済み。																																																				
判定	A	A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。																																																			
	【理由】	事業計画に無理がなく、地元の合意もあるため、事業の実効性が期待できる。																																																			
III 対応方針																																																					
妥当	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																																																				
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																																					
■対象（事業完了後5年目） □対象外																																																					
【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】																																																					

【主な評価内容】